

## 大田区社会教育関係団体登録制度実施要綱

平成 27 年 3 月 31 日 26 地地発第 13088 号地域力推進部長決定

改正 平成 28 年 2 月 9 日 27 地地発第 13074 号区長決定

改正 平成 30 年 4 月 17 日 30 地地発第 10198 号地域力推進部長決定

改正 令和 2 年 3 月 31 日 31 地地発第 14347 号地域力推進部長決定

改正 令和 4 年 11 月 8 日 4 地地発第 12906 号区長決定

社会教育関係団体登録制度実施要綱(平成27年3月31日付け26地地発第13088号地域力推進部長決定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民の主体的な学び及び地域に開かれた学習活動を通じた交流の基盤づくりを支援し、生涯学習を推進するため、大田区社会教育関係団体(以下「社会教育関係団体」という。)の登録について必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 社会教育関係団体として登録することができる団体は、次の全ての要件を備える団体とする。

- (1) 公の支配に属しない団体であること。
- (2) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、次に掲げる行為を行わないものであること。
  - ア 営利を目的とした事業又はそれに類する行為
  - イ 特定の政党その他の政治団体の利害に関する行為
  - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の行為
  - エ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、又はこれに反対する行為
  - オ その他公序良俗に反する行為

(3) 組織及び運営に関し次の要件を備えていること。

ア 5人以上の会員で構成され、かつ、その半数以上が区内在住、在勤又は在学であること。

イ 団体の意思を表明する代表者を有すること。また、代表者は、成人の会員又は団体の活動及び運営を支援する成人（以下「世話人」という。）の中から選任すること。

ウ 組織が確立し、規約又は会則を備えていること。

エ 団体活動のための自己財源を有し、その経理が明らかであること。

オ 満15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者（以下「少年」という。）が3分の2以上を占める団体は、成人の育成者又は指導者を有すること。

カ 会員の7割以上が既に社会教育関係団体として登録を受けた団体の会員と重複し、かつ、活動内容が同一と認められる団体でないこと。

キ 団体の目的に賛同する者であれば誰でも新たに活動に加わることができること。

2 前項の規定にかかわらず、区立学校PTA及びその連合体は、登録の要件を満たしているとみなし、登録の申請は要しない。

3 別表に掲げる団体は、第1項の要件を満たした団体の連合体（以下「連盟等」という。）として、登録することができる。

（団体の区分）

第3条 区長は、前条の団体を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める団体に区分する。

(1) 少年育成団体 団体の活動目的が少年の健全育成に資することであり、会員が小中学生のみで構成されていること。また、指導者等に対して報酬、

謝礼等が支払われていないもの。

(2) 少年団体 会員の3分の2以上が少年で構成されているもので、前号に属さないもの。ただし、少年の会員が3分の2に満たないものであっても、団体の活動目的が少年の健全育成であり、少年のみが活動を行い、少年以外は指導、運営のみに関わるものについては、少年団体とする。

(3) 一般団体 前2号のいずれにも属さないもの。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する団体の代表者は、大田区社会教育関係団体登録申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

(1) 団体の規約又は会則

(2) 会員名簿(別記第2号様式)(ただし、第2条第3項に該当する連盟等は、会員名簿に代えて連盟役員名簿(別記第3号様式)を提出するものとする。)

(3) 会員名簿等集約表(別記第4号様式)(ただし、第2条第3項に該当する連盟等は、会員名簿等集約表に代えて連盟団体名簿(別記第5号様式)を提出するものとする。)

(4) 前条第1号に該当する団体 世話人名簿(別記第6号様式)

2 区長は、団体に自己財源以外の財源がある場合、前項に掲げる書類のほか、予算書等の提出を求めることができる。

(登録の決定等)

第5条 区長は、前条の申請を受けたときは、第2条に規定する要件に基づき、登録の可否を決定する。

2 登録の可否を決定するにあたり、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。

3 区長は、前項の規定により登録を決定した場合は、規約又は会則に定める役

員（以下「役員」という。）に大田区社会教育関係団体登録証（別記第7号様式。以下「登録証」という。）を交付する。

（登録の有効期間）

第6条 前条に規定する登録証の有効期間は4年以内とし、登録した日から定められた期間までとする。ただし、区長は、やむをえない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

（登録後の手続き）

第7条 前条の有効期限が到来することとなる登録団体が登録の継続を希望するときは、役員が、前条に規定する期間が終了する日の14日前までに大田区社会教育関係団体更新申請書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

（1） 団体の規約又は会則（変更がある場合に限る。）

（2） 第4条第1項第2号に掲げる会員名簿等及び同項第3号に掲げる会員名簿等集約表等

（3） 第3条第1号に該当する団体 第4条第1項第4号に掲げる世話人名簿

（4） 事業報告書及び会計報告書（総会等で承認された直近1年間のもの）

2 登録の更新に係る決定は、第5条を準用する。

3 有効期間が終了する日までに、前項に規定する決定を受けないときは、その効力を失う。

4 登録内容に変更があったときは、登録団体の役員は大田区社会教育関係団体変更申請書（別記第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に届け出るものとする。

（1） 登録証（変更がある場合に限る。）

（2） 団体の規約又は会則（変更がある場合に限る。）

(3) 第4条第1項第2号に掲げる会員名簿及び会員名簿等集約表等（団体の区分に変更がある場合に限る。）

5 登録証を紛失又は破損したときは、登録団体の役員は、大田区社会教育関係団体登録証再発行申請書（別記第10号様式）によりその旨を区長に届け出るものとする。

6 登録を辞退するときは、登録団体の役員は大田区社会教育関係団体登録取下書（別記第11号様式）に登録証を添えて区長に届け出るものとする。

（登録の取消し）

第8条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すものとする。また、必要があると認めるときは、実地の調査を行うことができる。

(1) 第2条に規定する社会教育関係団体の要件に適合しなくなったとき

(2) 登録内容が実態と相違があるとき

2 前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、大田区社会教育関係団体登録取消通知書（別記第12号様式）により通知するものとする。

（情報の提供等）

第9条 区長は、区民に対し登録団体に関する次の各号に掲げる情報を区ホームページ、生涯学習ウェブサイト及び閲覧用名簿により提供する。

(1) 団体名

(2) 代表者氏名、連絡員氏名のうち団体が公開を承認したもの

(3) 代表者、連絡員の連絡先（電話番号、メールアドレス）のうち団体が公開を承認したもの

(4) 活動内容、活動レベル、活動場所、活動日、活動時間、未経験者の受入

可否

(5) 入会金、会費

(6) 主な年齢層

(7) 会員数及びその内訳、世話人数

2 前項の規定により情報の提供を受けたもの（以下「情報利用者」という。）

は、次の各号に掲げる目的以外に使用してはならない。

(1) 社会教育関係団体の見学又は入会

(2) 社会教育関係団体間の交流

(3) その他、地域力推進部長が生涯学習の推進に資すると認めたもの

3 情報利用者が第1項に規定する情報を用いて行う一切の行為について、区は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、地域力推進部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、廃止前の社会教育関係団体取扱要綱(昭和62年3月23日教社管発第456号)の規定により届出された団体は、この要綱の規定により届出された団体とみなす。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

(旧要綱等の廃止)

2 少年育成団体登録制度実施要綱（平成27年3月31日付け26地地発第13088号地域力推進部長決定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 社会教育関係団体に関する情報公開の指針（平成27年3月31日付け26地地発第13088号地域力推進部長決定）は、廃止する。

(経過措置)

4 この要綱の施行の際、改正前の社会教育関係団体登録制度実施要綱（平成27年3月31日付け26地地発第13088号地域力推進部長決定）及び旧要綱に基づく登録団体で有効期間を有するものは、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

- |                              |
|------------------------------|
| 1 美原文化センター利用サークルの会           |
| 2 新日本スポーツ連盟大田卓球協議会（SSTK・大田）  |
| 3 雪谷文化センター利用者の会（ひろばの会）       |
| 4 アベリアの会（石川町文化センター利用団体連絡協議会） |
| 5 城南女子ソフトボール連盟               |
| 6 糀谷文化センター利用団体連絡協議会          |
| 7 羽田文化センター利用団体連絡協議会          |
| 8 萩中文化センター・利用サークルの会          |
| 9 大田区立文化センター利用団体連絡協議会連合会     |
| 10 六郷文化センター利用団体協議会           |

- 11 日本ボーイスカウト東京連盟つばさ地区協議会
- 12 ガールスカウト東京都連盟Dブロック
- 13 大田レディスソフトテニス交歓会
- 14 大田区軟式野球連盟
- 15 大田区バレーボール協会
- 16 大田区フォークダンス協会
- 17 大田区スポーツ少年団
- 18 入新井少年野球連盟
- 19 大田区城南少年軟式野球連盟
- 20 大森少年少女ソフトボールリーグ
- 21 大田区家庭婦人バレーボール連盟
- 22 大田区小学生バレーボール連盟
- 23 東調布女子ソフトボール連盟
- 24 大田区ミニバスケットボール連盟
- 25 大田区動画連盟
- 26 おおた地域スポーツクラブネットワーク
- 27 大田区吹奏楽連盟
- 28 大田区詩吟舞道連盟
- 29 大田区洋舞サークル連盟
- 30 大田区ソフトテニス連盟
- 31 大田区民合唱連盟
- 32 大田区テニス連盟
- 33 大田区ダンススポーツ連盟
- 34 大田区少林寺拳法連盟

- 35 大田区ソフティテニス連盟
- 36 大田区剣道連盟
- 37 大田区バドミントン協会
- 38 大田区民踊連盟
- 39 大田区居合斬道連盟
- 40 大田区ソフトボール連盟
- 41 大田区ミニテニス連盟
- 42 大田区ソフトボール連盟少年部
- 43 大田区武術太極拳連盟